令和８年度第１回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

１　開催日時
　令和８年１０月２２日（木）
　開会　午後２時００分
　閉会　午後３時００分
２　開催場所
　尾張旭市役所　３階　講堂１
３　出席委員
　加藤　健二郎、伊藤　裕康、鈴木　竜彦、座間　顕一、保田　信高、伊藤　雅一　７名
４　欠席委員
　相羽かよ子
５　傍聴者数
　０名
６　出席した事務局職員
　企画部長　山本　和男、人事課長　田島　祥三、人事課長補佐　西本　康一、
　人事課主査　澤田　涼
７　議題等
　⑴　特別職の期末手当の額について
　⑵　その他
８　会議の要旨

企画部長	本日は、何かとご多忙の中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今より、令和８年度第１回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。 恐れ入りますが、以後着座にて失礼いたします。 あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第６になりますが、そこまでは、私ども事務局で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日は１名お見えになっていない委員がいらっしゃいますが、定足数を満たしておりますので、この審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。 それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の２会議の公開について事務局より説明させていただきます。
人事課長	市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、会議の公開をすることとしています。 会議の公開とは、市民の皆様に会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方には会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。 本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
企画部長	ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、ご承知置き願います。 それでは、次第の３　市長挨拶です。 柴田市長よりご挨拶申し上げます。市長、お願いします。

市長	本日の特別職報酬等審議会開催にあたり、委員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。 また皆様には、委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただき、改めて御礼申し上げます。さて、今年の人事院勧告において、一般職の職員では、月例給、ボーナスともに引上げる旨の勧告がなされました。 これを受けて、本市職員についても、勧告どおりに給与改定をする予定です。 一方で、物価高騰等の厳しい状況の中、今回の審議会では、特別職の期末手当について、ご審議をお願いいたします。 社会からご理解をいただける金額について、市民を代表した皆様の目線からのご意見を伺いたく存じます。 委員の皆様方には、是非とも活発な議論の上、ご答申いただきますよう、お願い申し上げます。
企画部長	それでは、次第の４「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料１」をご覧ください。名簿順に紹介させていただきます。 （委員紹介） 続きまして、事務局職員を順に紹介をさせていただきます。
事務局	（事務局自己紹介）
企画部長	次に、次第の５　「協議事項」に入ります。 （１）会長の選任　と　（２)同職務代理者の選任でございます。審議会条例第４条の規定によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。 まず、最初に会長の選任方法ですが、どういう方法がよろしいでしょうか。
加藤委員	推薦でいかがでしょうか。
企画部長	推薦とのご発言をいただきました。その他ありますでしょうか。 ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。
伊藤委員	会長は審議会の取りまとめ役という大変重要な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	ただいま、伊藤裕康委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨のご発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。 他には無いようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするということで、ご異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一様に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言ご挨拶をよろしくお願いいたしたいと思います。
会長	（会長席へ移動）
会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いします。当審議会は、尾張旭市政のトップマネジメントを担う方の報酬等を審議する大変重要な会議になります。委員皆様のご意見をしっかりと聞きながら、よりよい答申をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長からご指名をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店からご推薦の伊藤様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長からご指名をいただきました、瀬戸信用金庫尾張旭支店の伊藤様を職務代理者に決定したいと思います。伊藤様から一言ご挨拶をいただきたいと思います。
職務 代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店　支店長の伊藤と申します。微力ではありますが、適正審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございました。 次に、次第の６「諮問」に入ります。 諮問にあたりましては、市長から審議会会長に諮問書を手渡していただきますので、よろしくお願いいたします。
市長	（会長席の近くへ移動して、審議会会長に諮問書を手渡し） よろしくお願いします。
企画部長	なお、委員の皆様には、諮問書の写しが資料２としてお手元に配付してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。 なお、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしくお願いします。（市長退席）
企画部長	それでは、諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきますが、その前に今回の審議内容等について、事務局からお願いをさせていただきます。 特別職の報酬や期末手当等の改定には、議会での議決を得る必要がございます。今回の諮問では、尾張旭市特別職報酬等審議会条例第２条の規定に基づき、期末手当の額について、ご審議をお願いしております。 他市町村では、期末手当いわゆるボーナスの改定がある場合、１２月からとするところが大勢を占めております。ただし、他の市町村では、期末手当につきましては審議内容に含まれておりません。 本市においては、期末手当も審議内容に含まれていることから、今回の審議会では、期末手当についての答申内容をお決めいただき、来たる１２月議会での条例改正に間に合う形で事務を進めていきたいと考えております。 また、月例給の改定につきましては、ほとんどの市町村が４月からであるため、現時点では、他市町村の動向等は把握できておりません。後ほど改めて事務局から説明いたしますが、昨年と同様に今回の審議対象には含まれておりませんことをご承知おきいただけますと幸いです。 委員の皆様には、期末手当の内容も審議する本市の特異性をご理解いただき、御一考いただけますと幸いです。大変、勝手を言いますが、どうぞよろしくお願いします。それでは会長に代わらせていただきます。 伊藤会長、よろしくお願いいたします

会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。 先ほど部長からありましたが、今回の諮問は、月例給は対象ではなく、期末手当が対象になります。さらに１２月議会に間に合うようなスケジュールで、当審議会を進めていければと思います。 次第の７　議題ということで、まずは資料について事務局から説明してください。
人事課長補佐	（資料に基づき説明） ⑴　資料３「関係条例」 ・７名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成２７年度から期末手当も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、特別職の期末手当の支給月数を０．０５月分引上げで条例を一部改正 ⑵　資料４「県内各市三役給料月額等一覧」 ・本市は他市と同様に期末手当が３．５０月となっている。 ⑶　資料５「県内各市議員報酬月額等一覧」 ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載 ⑷　資料６「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」 ・本市は概ね平均 ⑸　資料７「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」 ・本市は概ね平均 ⑹　資料８「特別職報酬等月額の推移」 ・平成２４年頃までマイナスの改定、近年はプラス改定であったが、昨年は据置き ⑺　資料９「期末手当支給月数の推移」 ・令和８年１２月の改定で、０．０５月分引上げ ⑻　資料１０「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」 ・令和８年度一般行政職の給料は、令和７年に引き続き３％を超える大幅な引上げ ・消費者物価指数（令和８年８月速報値）は、昨年比でプラス ⑼　資料１１「人事院勧告状況（平成２９年度から令和８年度まで）」 ・令和８年度の勧告は、昨年同様、指定職の月例給、期末勤勉手当が共に改定となり、改定率としては、月例給が一般行政職の５級以上の改定率と同じ３．０％、期末勤勉手当は、０．０５月分の引上げ ⑽　資料１２「令和８年人事院給与等に関する勧告等（抜粋）」 ・指定職俸給表の適用を受ける職員が、期末末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ０．０２５月分引上げ ⑾　資料１３「市議会の活動状況」 ・議員報酬を検討する際の参考 ⑿　資料１４「県内各市令和７年度普通会計決算状況」 ・本市の財政力指数は０．７９ ・他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には良い。

	⑬　資料１５「昨年度答申書」 ・昨年度の答申結果を確認する際の参考 ⑭　資料１６「特別職報酬等審議会の審議内容について」 ・本市の月例給と期末手当の額を審議対象とする特異性について ・過去３年間の県内各市の月例給の改定状況と改定額 ・過去３年間の県内各市の期末手当の改定状況 ⑮　資料１７「特別職報酬等改定例」 ・期末手当の支給月数を人事院勧告どおり引き上げた場合と据え置いた場合の期末手当の額と影響額
会長	ありがとうございます。それでは、審議に移りたいと思います。皆様の忌憚のないご意見をいただければと思います。 今回審議するのは期末手当だけになります。従来、月例給の審議をして、それをベースに期末手当の審議をしていたのが一般的でありましたが、今回は期末手当のみの審議となりますので、この点についてご留意をいただきたいと思います。 したがって、審議をして答申いただく内容は、大きく２点になります。１点目は、期末手当の改定をどうするかということで、選択肢は引き上げる・据置き・引き下げるの３つです。 ２点目は、改定する場合は、その改定率と改定する時期になります。 この２つの点を念頭において、ご意見をいただければと思います。
鈴木委員	一昨年、昨年とこの審議会に出させていただいて、審議会の結論としては、人事院勧告どおりということで決まりました。資料２２ページの中段より下に昨年度の審議会の結論に至った経緯の記載「物価高や資材高騰の影響もあり、市民や市内事業所では厳しい状況が続いている一方、最低賃金は上がっており、市内の事業所でも賃上げしていく傾向であること、市の財政状況に余裕があるわけではないが、引き上げることで市の財政状況を圧迫させるものでないこと、人事院勧告自体が官民格差を考慮して発出されたものであり、重要な判断材料にすべきである等の意見が各委員から寄せられた。」とありますが、基本的にはここを今年版に置き換えて議論していく形かなと思っております。 そこで、その中でも、最低賃金について愛知県は、昨年から５５円上がって１，１９５円になっております。また、愛知県内の労働組合に加盟している３００ぐらいの組織のデータでは、賃上率については昨年よりも上昇しております。物価高や資材高騰は今も続いておりますし、引き上げることが市の財政状況を圧迫させるものでなければ、今年も人事院勧告どおりの引上げて良いのではないかと思います。
会長	審議の方法として、昨年度の答申の内容が議論になってくるのではないかということですが、その中でも地域経済については昨年度と今年で変わったような状況はありますでしょうか。
伊藤委員	中東での紛争が続いており、原油やナフサなどの不足があったため、この地域ですと建築関係の事業所が多いため、部材等が不足して工事が進捗しないということがありましたので、そういった仕事に携わっている事業者の方は、前半は特に厳しかったと思われます。ただし、この地域では、名古屋圏やトヨタ自動車関連の企業に勤めているサラリーマンの方が一定数いらっしゃいますので、そういった方については、引き続き物価の上昇とともに賃上げがされていると思います。

会長	地域経済も賃上げ基調ということですね。 今のご意見を踏まえまして、他の観点からでも結構ですので、何かご意見はありますか。
座間委員	私も勤労者の１人として、お招きいただいていると思っています。 先ほど鈴木委員の話にもありましたが、労働組合の中では賃上げの基調が高まっているということもあります。行政が率先して賃上げの気運を醸成していくのがいいのかなと思っていますので、人事院勧告どおりの引上げで良いかと思います。
会長	他にご意見いかがでしょうか。
保田委員	私は、今回初めて審議会に参加させていただきます。市長を始めとする特別職の方々は、民間企業であれば役員に相当すると仮定しますと、今回審議する期末手当は民間企業の役員賞与に相当します。民間企業の役員賞与は、営業利益などの業績の評価で決まるものでありますが、特別職の方々の決め方は少し勝手が違うと感じています。法律や条例で定められており、人事院勧告をベースに引上げや引下げは、経済情勢や市の財政状況等を勘案して判断されるものであると思いました。昨年度の答申内容もそのような考えでされておりますので、皆様の意見のとおり人事院勧告に沿って判断すべきではないかと考えます。
会長	他にご意見いかがでしょうか。
加藤委員	市内の経済状況ということでいうと、決して芳しくない状況でありますが、物価高等を鑑みて、人事院勧告どおりの引上げで良いのではないかと思います。
会長	委員の皆様の最初に発言で、人事院勧告どおりの引上げで良いのではないかという意見でしたので、答申としてもまとめやすくなっています。昨年度の答申書を踏まえて、１つずつ確認し、整理していければと思います。 先ほど鈴木委員から意見があったところですが、「本審議会では、物価高や資材高騰の影響もあり、市民や市内事業所では厳しい状況が続いている、その一方で最低賃金は上がっており、市内の事業所でも賃上げしていく傾向である」という点は、今年も同様の傾向であるということでよろしいでしょうか。
伊藤委員	賃金上昇が物価の上昇に追いついていかないと、人材の確保ということが難しくなりますので、賃上傾向が続いていると思います。
会長	その上で、資料を見ますと市の財政状況について余裕があるわけではないかと思いますが、引き上げることで市の財政を圧迫させるかどうかということについては、事務局の認識はいかがでしょうか。
人事課長	資料の１７で、今回人事院勧告どおりに引き上げた場合の増加額を記載しておりますが、一番金額の多い市長で、年間７７，０００円程度でございます。決して小さい額ではございませんが、これが市の財政に影響を与えるかというと、そこまでの影響はないと考えています。

会長	財政状況についても、昨年度と同様、そこまで影響が出るものではないという判断です。 さらに、各委員からご意見がでている人事院勧告についても、当審議会においては、重要な判断材料になると思います。 それを踏まえますと、昨年度の答申の内容が、今年度も引き続き審議会の意見の整理として、そのまま通用できる形になると思います。これ以外に何か考慮すべき要素があるのであれば、ご意見を伺いたいと思います。
伊藤委員	私は、金融機関で勤めていますので、昨年と今年を比較すると、物価上昇を抑制するための金利上昇という側面もありますが、昨年よりもスピード感を持って金利が引き上げられていると思います。 金融機関の見方としては、物価が上がって、金利が上がって、それに対して賃金が追いついていかないと、景気が悪化するのではないかと思っています。
会長	そういった意味では、先ほど座間委員からご意見がでた賃上げの気運の醸成と言う観点からも、引上げが望ましいということですね。 もう１つ、市長が冒頭のあいさつで、「社会からご理解をいただける金額」ということで、市民目線から見た場合に、引上げが理解いただけるかどうかということについて、何かご意見はありますでしょうか。
保田委員	配布された資料を拝見しますと、市長を始めとする特別職の方々の給与は、その大きな役目、責任などを鑑みると、高くないと感じます。期末手当の水準については、、市民の皆様のご理解は充分得られるのではないかと思います。
会長	他にご意見はありますか。
鈴木委員	気になるのは、審議対象は期末手当、ボーナスになります。今の議論は賃金になっているので、ボーナスが市内事業所とか、一般的にどうなのかなと思います。ただ、傾向から見ると、ボーナスも昨年と同様に上がっているという感じでしょうか。
伊藤委員	地域の賞与がどうなのかというのは持ち合わせていませんが、夏と冬に、賞与を定期預金にしてくださいというキャンペーンを実施しています。そういったものの体感では、ニュース等でもありますが、賃金と同様に賞与も生活給の一部に組み込まれていると思いますので、業績に大きく左右される場合を除き、前年並か周囲の気運に合わせて少し上乗せしているところが実態であると思います。
会長	前年並か少し上乗せということですね。他にご意見はありますか。
全委員	意見なし
会長	今回皆さんの意見が引上げということでしたので、そういった形でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは、引上げの場合ですと、人事院勧告に合わせてという意見が多かったので、０．０５月の引上げということで、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし

会長	０．０５月引上げということで答申をさせていただきます。 続いて改定の時期ですが、冒頭、企画部長から１２月議会での条例改正に間に合う形で事務を進めたいという希望がありましたが、そうすると改定時期は、一般職と合わせて１２月１日ということになりますが、そういう形でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは、結論に至りましたので、これで答申をしていきたいと思います。 事務局に確認しますが、答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。
人事課長補佐	まず、例年の進め方ですが、皆様の意見を元に答申書の原案を事務局で作成し、会長に確認していただきます。 その後、委員の皆様に郵送し、確認していただきます。修正点等がございましたら、事務局へご連絡いただきまして、再度、会長に確認をしていただいておりました。 また、市長への答申についてですが、各委員の皆様に再度集まっていただくのではなく、会長から市長へ直接答申書をお渡しいただいております。これはあくまでも例年とられてきた方法でございますので、皆様の協議によりお決めいただきたいと思います。
会長	事務局から説明いただきましたが、基本的には、事務局サイドで原案を作成し、私の方で確認して、皆様にご意見をお聞きするということになります。 まとまっていく答申書に原案は、昨年度の答申書をベースに、今回委員の皆様からいただいた意見を反映した内容になっていくと思います。 その上で、私の方で市長の方に答申をするという形になりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。
全委員	意見なし
会長	それでは、先ほど事務局から説明のあった方法で進めさせていただきます。 それでは、議題８「その他」について、事務局から何かありますか。
企画部長	特にございませんが、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご熱心に、特別職の期末手当の額についてご審議を賜り、誠にありがとうございました。 今後も、難しい行財政運営が続くと思われますが、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
会長	今年度の審議会は、審議の結論が出ましたので、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。